

転園申込書

豊島区長

年 月 日

現住所	〒 豊島区		
保護者氏名	続柄	電話番号（内定連絡先に☑）	保育の必要理由（該当するものに○）
（フリガナ）		— — ☐	就労／疾病・障害／介護・看護／就学 ／求職活動／妊娠・出産／その他（ ）
（フリガナ）		— — ☐	就労／疾病・障害／介護・看護／就学 ／求職活動／妊娠・出産／その他（ ）

転園希望児童氏名	生年月日	入所中の保育施設名
1 (フリガナ)	年 月 日	
2 (フリガナ)	年 月 日	

転園希望認可保育施設名	
第1希望	
第2希望	
第3希望	
第4希望	
第5希望	
第6希望	
第7希望	
第8希望	
第9希望	

転園希望年月日	年 月 1日
転園を希望する理由	番 ※下記①～⑦より選択
①兄弟姉妹が別々の保育施設に在籍しており、同一の保育施設への転園を希望する	
②自宅から遠い保育施設（直線距離で1.2km以上離れている）に通っている	
③現在よりも長い開所時間の保育施設への転園を希望する	
④保育施設の民営化、改築・改修等に伴う転園を希望する	
⑤居宅訪問型保育事業を利用している	
⑥年齢上限のある認可保育施設に在籍しており、転園を希望している	
⑦その他：	

重要事項確認	記入欄
上記の園に内定後は、いかなる場合でも 現在在籍している保育園に戻ることはできません	☐ 承諾しました
転園申込み要件の確認 （該当するものに○）※該当する要件を満たさない場合、転園申込み不可	
転園理由①～④	育児休業中ではない、または転園月中に育児休業を終えて復職する
転園理由⑦	入園後3か月経過している（4月入園の場合、7月転園から申込み可）かつ、育児休業中ではない、または転園月中に育児休業を終えて復職する

※転園理由⑤、⑥には要件の制限はありません

・同居の兄弟姉妹※母	（フリガナ）氏名	児童との続柄	生年月日	職業・学校名・通園施設名
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

※児童からみた祖父母・兄弟姉妹 ※同居とは同一住所・同集合住宅・同一敷地内に住んでいる場合を指す

（裏面も必ずご記入ください）

転園申込みに関する確認事項

※内容確認の上、確認欄にチェック✓、または該当する方に○をしてください。

必要書類

※書類に不備・不足があると選考上不利になる場合があります。
※就労証明書や延長保育用勤務証明書は、転園先に提示が必要な場合があります。提出前に必ずコピーをお取りください。

確認欄

全 員	① 転園申込書(本書類)		
	② 保育を必要とする状況を証明する書類(父母両方) ※「就労証明書」「自営業であることが客観的にわかる資料(自営の方のみ)」「診断書」など		
	③ 家庭の状況(両面)		
該 当 の 方 の み	65歳未満の同居の祖父母がいる場合 (同一住所・同集合住宅・同一敷地内を含む)	同居の祖父母が保育にあたれない状況を証明する書類 ※「入園・転園・延長保育のしおり」参照	該当 あり・なし
	2名以上の児童が同時に申込み場合 (入園と転園の組み合わせも含む)	兄弟姉妹同時入園・転園申込確認シート(両面)	あり・なし
	障害・疾病のあるお子さんの申込みの場合	① 主治医の意見書 ② 心身状況表 ※「身体障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を 交付されている場合は、その手帳のコピー	あり・なし
	転園希望園に区立・公設民営の認可保育所があり、 かつ転園先で延長保育(月極)を希望する場合	① 延長保育用勤務証明書(両面) ※父母両方 ② 延長保育申込書(両面)	あり・なし
	転園を希望する理由が「③現在よりも長い開所時間 の保育施設への転園を希望しているため」に当ては まる場合	延長保育用勤務証明書(両面) ※父母両方	あり・なし
	転園を希望する理由が「②自宅から遠い保育 施設に通っているため」に当てはまり、転園希望月の 月末までに、在籍園から直線距離で1.2km以上の 場所に区内転居を予定している場合	転園希望月の月末までに区内転居することが確認できる 「売買契約書」「賃貸契約書」等の写し ※契約者両方の(売主・買主、貸主・借主)の押印・転居先住所・引き渡し日の 記載が必要	あり・なし
	同居の親族(3親等以内)に、障害・疾病がある場合 (同一住所・同集合住宅・同一敷地内を含む)	身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉 手帳1～3級のうち、いずれかのコピー1点	あり・なし

※その他世帯により必要な書類がある場合があります。入園・転園・延長保育のしおりをご確認ください。

重要事項

退園・内定取消に関する同意

確認欄

以下①～⑨の項目のいずれかに当てはまる場合、内定取消または退園となることに同意しました。

- ①就労中の方: 転園後1か月以内に勤務条件の変更、または、転職や退職をされた場合
- ②育児休業中の方: 転園月の翌月1日までが復職日となっている「復職証明書」を提出できない場合
または、申込み時に提出した就労証明書の条件で育児休業中の職場へ復帰ができない場合、および復職後
1ヶ月以内に勤務条件の変更、転職または退職した場合
- ③求職中の方: 求職活動期間内に、就労を開始したことがわかる「就労証明書」を提出できない場合
- ④転園選考後に状況の変更(退職や転職、就労形態の変更など)が判明し、再選考を行った結果、世帯の指数が
内定可能指数以下だった場合
- ⑤転園後または復職後に保育を必要とする事由が継続できなかった場合
- ⑥転園後一定の期間において、選考に利用した保育を必要とする事由の実績が、選考時の基準より下がった場合
- ⑦転園後、欠席した日から2か月以内に再登園できない場合
- ⑧転園内定後、豊島区から転出した場合
- ⑨転園内定後、転園月の前月中に面接・健康診断が終了しない場合

転園申込みに関する同意

確認欄

転園の申込み後、申込みが不要になった際は申込み締切日まで(4月第1次選考の場合は2月の内定連絡日まで)に
速やかに入園グループに連絡し、「保育園入園・転園・延長保育申込取下願」を提出してください。

申込み締切日以降、取下げは不可となります。

また、転園が内定した場合、いかなる場合でも現在入所している保育園に戻ることはできません。

転園内定後に内定辞退をする、または内定取り消しとなった場合、継続通園できる認可保育園がないということを承諾しました。

《署名欄》

上記の必要書類、重要事項について確認し、承諾したうえで申込みします。

年 月 日

保護者氏名

(この欄に署名がない場合は、受付できません。)